

# T&M通信

～税務と経営～

## 2024年6月号

### 今月の経営チェックポイント✓

■住民税の特別徴収(給料からの天引)額が令和6年分になります。

※住民税普通徴収第1期分の納付期限  
7月1日(月)(京都市の場合)

■6月支給の給与・賞与から定額減税が実施されます。  
給与・賞与計算の際にご注意ください。

■6月、7月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

### 納税期限スケジュール

■所得税の予定納税額の通知と納付

原則として前年に15万円以上所得税を納められた方は予定納税が必要になります。予定納税額は6月中旬に税務署から通知があります。

第1期納付期間：7/1～9/30(振替日：9/30)

第2期納付期間：11/1～12/2(振替日：12/2)

※第1期分の金額は、定額減税額に相当する金額  
(3万円)を差し引いた金額が記載されています。

※第1期の納付期限は例年7月末日でしたが、定額減税の実施に伴い、本年は9/30に変更となっています。当事務所より確定申告時にお渡ししている「令和6年分納税予定表」においても7月に納付するものとして記載していますが、9/30に変更となっていますのでご注意ください。

■所得税の予定納税額の減額申請

予定納税が必要な方で前年度より大幅に所得が減少する見込みがある場合には、予定納税の減額申請が可能です。申請期限：7/31

※予定納税から同一生計配偶者や扶養親族の定額減税額を差し引く場合も、予定納税額の減額申請をすることができます。

■労働保険の申告・納付

労働保険の加入事業所は令和5年度の確定労働保険料と令和6年度の概算労働保険料の申告と納付が必要です。申告納付期間：6/1～7/10



## T&M田中会計ホームページ5月更新記事案内

ホームページ『お役立ち情報』の5月の更新は以下の通りです。

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2024年5月 Vol.78

【法人登記】10月1日から代表者住所の「非表示」が可能に！

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2024年5月 Vol.79

【納税漏れに注意！】5月から「納付書」の事前送付が一部取りやめに

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2024年5月 Vol.80

【定額減税】控除しきれない場合に支給される「調整給付」とは？

T&M田中会計ホームページ (<https://tam-jp.com/>)

T&M田中会計ホームページ「お役立ち情報ページ」(<https://tam-jp.com/msnavi/>)